

沖縄県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 県に、推進員を置く。

(推進員の要件及び選任方法)

第3条 地球温暖化対策に関心を持ち、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する県内在住者で、以下のいずれかに該当する者の中から知事が委嘱する。

- (1) 県又は沖縄県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県センター」という。）の主催する地球温暖化対策に関する研修を修了した者。
- (2) 推進員として適任であると知事が特に認めた者。

(身分)

第4条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有する者ではない。

(活動内容)

第5条 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (4) 国、県及び市町村が行う温室効果ガスの排出の抑制等のための施策並びに県センターの活動に必要な協力をすること。
- (5) 自ら地球温暖化対策に取り組み、また、推進員としての資質の向上に努めること。

(委嘱期間)

第6条 推進員の委嘱期間は、3年以内とし、再任を妨げない。

(委嘱の取り消し)

第7条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該推進員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 県外に転出したとき。
- (4) その他推進員として適当でないと認められるとき。

(経費の負担)

第8条 推進員に係る経費は、無償とする。

(庶務)

第9条 推進員に関する庶務は、沖縄県環境部環境再生課で行う。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。